

令 和 3 年 度

南 三 陸 町 議 会 会 議 錄

9月会議 9月7日 開 会
 9月22日 散 会

南 三 陸 町 議 会

令和 3 年 9 月 7 日 (火曜日)

令和 3 年度南三陸町議会 9 月会議会議録

(第 1 日目)

令和3年度南三陸町議会9月会議会議録第1号

令和3年9月7日（火曜日）

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 須藤清孝君 | 2番 | 倉橋誠司君 |
| 3番 | 佐藤雄一君 | 4番 | 千葉伸孝君 |
| 5番 | 後藤伸太郎君 | 6番 | 佐藤正明君 |
| 7番 | 及川幸子君 | 8番 | 村岡賢一君 |
| 9番 | 今野雄紀君 | 10番 | 高橋兼次君 |
| 11番 | 星喜美男君 | 12番 | 菅原辰雄君 |
| 13番 | 山内孝樹君 | 14番 | 後藤清喜君 |
| 15番 | 山内昇一君 | 16番 | 三浦清人君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

| | | | |
|---|---|----|-----|
| 町 | 長 | 佐藤 | 仁君 |
| 副 | 長 | 最知 | 明広君 |

| | |
|-------------|-------|
| 総務課長 | 及川明君 |
| 企画課長 | 佐藤宏明君 |
| 町民税務課長 | 佐藤正文君 |
| 保健福祉課長 | 高橋晶子君 |
| 建設課長 | 及川幸弘君 |
| 上下水道事業所長 | 阿部明広君 |
| 南三陸病院事務部事務長 | 後藤正博君 |
| 教育委員会部局 | |
| 教育長 | 齊藤明君 |
| 教育委員会事務局長 | 菅原義明君 |
| 監査委員部局 | |
| 代表監査委員 | 芳賀長恒君 |
| 事務局長 | 男澤知樹君 |

事務局職員出席者

| | |
|--------------------|------|
| 事務局長 | 男澤知樹 |
| 次長兼総務係長 兼議事調査係長 | 高橋伸彦 |
| 主事 | 小野真里 |

議事日程 第1号

- | | | |
|---------------|----------|----|
| 令和3年9月7日（火曜日） | 午前10時00分 | 開会 |
| 第1 会議録署名議員の指名 | | |
| 第2 諸般の報告 | | |
| 第3 行政報告 | | |
| 第4 一般質問 | | |
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第4まで

午前10時00分 開会

○議長（三浦清人君） おはようございます。御苦労さまです。

本日より南三陸町議会9月会議が始まるわけであります。今会議では、決算審査特別委員会でありますし、我々議員といたしましても今期最後の決算審査になるわけであります。どうか町民の方々からめくら判を押しているのではないかというようなことを言われないように、慎重に審査をしていただくことを期待いたします。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年度南三陸町議会9月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、報道機関から9月会議の本会議を通して、取材を目的とした撮影及び録音を行いたい旨の申入れがあり、傍聴規則第8条ただし書の規定により議長においてこれを許可しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三浦清人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番佐藤雄一君、4番千葉伸孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三浦清人君） 日程第2、諸般の報告を行います。

議会休会中の動向、町長から付議された議案及び今9月会議の説明のための出席者につきましては、お手元に配付したとおりであります。

なお、今9月会議におきましては新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、当局の議場出席者を議案審議等に必要な者に限定するとともに、途中退席について必要に応じこれを認めることにより、より一層の感染防止対策を講じ、議会を運営することといたしております。この観点から、本日の当局の出席者についてはお手元に配付したとおり本日の議事日程に關係する職員となっております。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付しておりますとおり請願審査報告書が提出されております。

次に、監査委員より、お手元に配付しておりますとおり各種会計決算及び基金の運用状況審査意見書、健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書、行政監査報告書、随時監査報告書及び例月出納検査報告書が提出されております。

ここで、この行政監査報告書なるものが提出されておりますが、南三陸町になりまして初めての報告書でありますので、この件に関しまして皆さん方から何か御質疑があれば休憩をしてその質疑を受けたいと思います。暫時休憩をいたします。

午前10時03分 休憩

午前10時16分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

次に、教育委員会より既に配付しておりますとおり（不規則発言あり）再開いたしますということで今次に進んでいますから、静かにしてください。（不規則発言あり）何ですぐぱっと手を挙げなかつたの。もう終わっている。

既に配付しておりますとおり、教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書が提出されております。

次に、先月20日、大和町で予定されておりました宮城県町村議会議員セミナーについては、過日議員全員を派遣する旨議決されたところでありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止されました。

次に、一般質問は千葉伸孝君、後藤伸太郎君、村岡賢一君、高橋兼次君、菅原辰雄君、佐藤正明君、及川幸子君、佐藤雄一君、今野雄紀君、以上9名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、南三陸町議会の委員会調査状況については、お手元に配付したとおりであります。この際、各常任委員会において行った所管事務調査の結果、議会運営委員会及び特別委員において行った所管事務調査等の概要について、委員長の報告及び説明を許します。

まず、総務常任委員長からの所管事務調査結果の報告、説明を許可いたします。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） それでは、総務常任委員会の所管事務調査について御報告いたします。お手元に資料がございますので、4ページを御覧いただければと思います。

調査日時、令和3年8月24日としておりますが、昨年12月の定例議会で結んで以来継続調査としてきたことを今回結びとして報告するものでございます。

調査場所は、南三陸町役場 3 階会議室及び町内 2 か所において現地調査をいたしました。

3 番、調査事件は、防災行政についてであります。

4 番、調査目的、5 番、調査事項、6 番、調査方法については記載のとおりでございます。

7 番、調査概要、水害・土砂災害への備えについて町内 2 か所にて現地調査を行うとともに、総務課及び建設課職員から聞き取り調査を行った。台風19号による大雨で河川が氾濫した戸倉地区の現場では、完了した護岸の復旧工事を確認した。入谷地区では土砂災害警戒区域内に建つ建物とその周辺の様子を確認した。

また、これまでに防火・消防体制について、防犯体制について、地震・津波・原子力災害への備えについて聞き取り調査を行ってきた内容も併せて報告するものでございます。

8 番、結び。全て朗読させていただきます。

近年、全国的に自然災害の頻度と規模は拡大している。当町でも令和元年の台風19号による被害は記憶に新しく、その復旧工事には多くの時間を要した。実際に氾濫を起こした戸倉、荒町の滝の沢川はふだんの流量も少なく、穏やかな表情をしており、土砂災害を引き起こすような川には見えないことが印象的であった。また、入谷、童子下センター四季の里近辺は、土砂災害警戒区域に指定されているが、その場から高い山や崖ののり面が見えるわけではないため、被災する危険性があることを想像しづらい。高齢者向けの施設もあるため、迅速な避難の呼びかけといったソフト面の体制整備とともに、危険箇所に対しては補修工事を行うなどのハード整備の必要性も感じられた。

また、土砂災害に関しては、令和 3 年度に宮城県において、新たに町内 83 か所の土砂災害警戒区域、特別警戒区域の指定がなされた。これはほぼ倍増であります。これに伴い、28 行政区に及ぶ住民説明会の開催が予定されており、有事の際への備えをさらに拡充していく必要に迫られている。東日本大震災での経験と教訓を生かし、想定外という言葉で済ませることなく、地域の自主防災組織等と協力して、万全の備えを構築していっていただきたい。

備えなければならない災害はほかにもある。高台団地での生活において最も脅威である火災。特別な対応が必要な原子力災害。これらに関しても、消防団との連携強化を含め、今後も継続的に訓練等を繰り返し、その実効性を高めていく必要がある。特に、原子力災害に関しては、他の災害との複合災害が想定されることもあり、原子力災害対策における広域避難等計画にある避難経路や避難退避時検査場所などの見直しなど、住民の不安を取り除くことが肝要であることは以前から申し上げているとおりである。

防犯という観点からは、町内の児童生徒が徒歩通学へと移行していく中で、安全な通学路の

確保が必要不可欠である。防犯灯の増設など、対策を講じるべきである。

町民の命と財産を守るという、行政として最も重要で、最も基本的な役割を果たしてもらうため、危機管理を担う職員の責務は大きい。独立した課ではなくてから月日がたつが、その責務はいささかも軽くならないことはない。総務課全体として安全管理、防災行政を進めてもらうとともに、庁内全体でも、防災・減災に対しての意識はこれからも高く持ち続けてほしい。東日本大震災によって、多くの尊い命が失われてしまった当町の職員として、先輩方の遺志を継ぐ者として、その意識はどの自治体職員よりも高く持ち続けてもらいたい。されば、その気運は町民へと伝播し、きっと災害に強いまちづくりが実現できるものと考える。

これまでの調査を通じて感じた、防災意識を町内の隅々まで行き渡らせることこそが、防災行政の基本であり深奥であろうという確信の下、さらに安心・安全な南三陸町になるよう、不斷の努力を続けていただくことを期待して、結びといたします。

○議長（三浦清人君） 御苦労さまでした。以上で、総務常任委員会の所管事務調査結果の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員長から所管事務調査結果の報告、説明を許可いたします。8番村岡賢一君。

○8番（村岡賢一君） それでは、産業建設常任委員会から所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告いたします。

1、調査日時。令和3年8月17日。

調査場所、調査事件については記載のとおりでございます。

4番目の調査目的でございますが、令和元年の台風19号による暴風雨での河川の被害もあり、橋梁の維持管理を行うための計画的なコスト削減への取組が不可欠となっており、よって当委員会では、基礎的のインフラの一部である橋梁の現状と今後の保全の方法を検討し、安全性・信頼性を確保することを目的とし、調査を行うものであります。

5番の調査事項、6番目の調査方法については記載のとおりでございます。

調査概要につきましては、橋梁長寿命化修繕計画の調査について、これまで橋梁健全度Ⅲ判定となった入谷地区の鏡石橋、志津川地区の熊田橋及び戸倉地区の滝浜橋と最上橋の現地調査を建設課職員の同行によって行つきました。腐食や剥離、変形が見られる状態であったが、いずれも今年度に予防保全工事設計が行われる予定となっている。町内には合計111橋があり、建設後50年を経過した高齢化橋梁は31橋あり、その割合は30%となっている。

8番目、結びとして、本町の公共施設の総合的かつ計画的な維持管理や更新・改修等の方向

性を示すべく町が策定した「南三陸町公共施設等総合管理計画」等の内容について町担当課から聞き取り調査を行い、その中から特に詳しく調査が必要と思われる町内の橋梁の長寿命化に関して、高齢化橋梁である4つの橋の調査を行いました。この4橋梁については予防保全工事設計が予定どおり進んでいるが、10年後には高齢化橋梁が90橋（87%）、20年後には97橋（94%）に急速に達する見込みで、今後増大が見込まれる橋梁の修繕・架け替えに要する経費に対し、計画的なコスト削減への取組が不可欠となることが確認できた。

南三陸町橋梁長寿命化修繕計画では、従来の損傷・劣化が大きくなつてから対策を実施する事後保全（大規模補修・高コスト）から、損傷・劣化が小さいうちから対策を実施する予防保全（小規模補修・低コスト）へと移行することでライフサイクルコストの縮減を図るとともに、適切な維持管理を継続的に行うことで地域道路ネットワークの安全性・信頼性を確保することを目的として策定されていることが認められ、また、専門知識を有する学識経験者の意見に基づいたシミュレーションも示されているため、これから進捗を慎重に見守りながら、今後の効果を期待するとともに、震災復興により新たに整備された施設等を含む町内公共施設の適切な維持管理と長寿命化の推進を図ることを期待し、結びとする。

以上でございます。

○議長（三浦清人君） 以上で、産業建設常任委員会の所管事務調査結果の報告を終わります。

次に、民生教育常任委員長からの所管事務調査結果の報告、説明を許可いたします。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 民生教育常任委員会所管事務調査を行った結果を報告いたします。

調査期日、令和3年8月3日。

調査場所、南三陸町役場3階会議室及び現地です。

調査事件は、子育て環境についてです。

調査の目的、持続可能なまちづくりを目指す本町において、東日本大震災以降、人口減少及び少子高齢化が加速度的に進展し、大きな課題となっています。

また、その課題を解消すべく、子育て支援や移住・定住人口の拡大に向けた施策を展開しているものの、人口減少には歯止めが利かない状況であると。

よって、当委員会は、子育て支援の充実や移住・定住を検討している方がいかにこの地に定着するかなど、子供を産みやすく子育てしやすい環境を整えることが最重要課題であるとの考え方から、町の子育て環境について調査いたしました。

結びとして、平成24年に子ども・子育て支援法をはじめとした子ども・子育て関連3法が

施行されて以降、町でも子供の子育て支援の環境整備が進められてきており、震災からの復旧・復興の中で、支援体制の充実、医療費の助成、学童保育の整備など多岐にわたる事業の進捗が見られました。

町立保育施設の利用者状況においては、人材不足の状況下、正職員と会計年度任用職員をバランスよく配置しながら待機児童の解消策を講じています。また、地域子供支援拠点事業においては、新生児訪問の実施など子育ての孤立を防ぎ、必要な情報を提供することで適切なサービスに結びつけ、地域の子供が健やかに生育できる環境整備を図っています。出生に関しては、減少を続けている現状において令和2年度における町の出生率は1.4%であり、継続的に特定不妊治療の支援事業において助成を行っています。

保育施設の防犯対策に関しては、子供たちの安心・安全の観点から、今後各施設での防犯カメラの設置が望ましいと思われます。

働く保護者の増加に伴い、保育施設等の利用希望児の低年齢化が進み、加えて学童保育の受入体制の充実に対する要望が高まっています。第2次総合計画策定時にはうかがい知れなかった変化が生じている現実を踏まえれば、2025年までとされる総合計画の期間内に整備すべき子育て政策が見えてきます。当委員会として大きな変革を望むものではないが、例えば、現在実施している子育て世帯応援券支給事業について、クーポン券から給付金の支給にすることで、子育て世代における経済的負担の軽減が図られることを望むところである。

少子化に関する人口減少の歯止め策を重点課題として、安心して子を産み育てるための施策を講じるなど、保育施設等の均衡を図りながら子育て環境を整えることを強く望み結びいたします。

以上です。

○議長（三浦清人君） 以上で民生教育常任委員会の所管事務調査結果の報告を終わります。

次に、議会運営委員会長の報告、説明を許します。11番星喜美男君。

○11番（星 喜美男君） 議会運営委員会では、6月4日から9月1日まで記載のとおりの調査を行いましたので、報告いたします。

○議長（三浦清人君） 以上で議会運営委員会の所掌事務調査報告を終わります。

次に、議会広報特別委員長の報告、説明を許します。5番後藤伸太郎君。

○5番（後藤伸太郎君） 議会広報特別委員会では、6月、7月にかけて議会だより第62号の作成について調査を行いました。あわせて、議会だより編集マニュアルも任期中に改定を目指しているところでありますので併せて報告いたします。

○議長（三浦清人君） 以上で議会広報特別委員会の所管事務調査報告を終わります。

次に、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員長の報告、説明を許可いたします。山内昇一君。

○15番（山内昇一君） それでは、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を説明いたします。

まず、6月29日、町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会を設置いたしまして、委員長、副委員長を互選いたしました。そして、調査実施に入りました。

2回目となります、7月9日、同事件の内容で調査を実施しております。特に、発生原因究明等に関すること、再発防止に関するこの調査内容でございます。

3回目も実施いたしまして、4回目には特に参考人として出席いただきました、県の農業共済組合参事さんをはじめ4名でございます。

5回目、8月19日、そして9月1日に先日6回目を実施いたしました。全員から意見の聴取をいたしました。そして、現在も審査継続中でございます。

以上です。

○議長（三浦清人君） 以上で町補助金の不正流用問題に関する調査特別委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで、教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書に関し、教育長からの説明の申入れがありましたので、この際これを許可いたします。教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

議会に提出いたしました令和3年度南三陸町教育委員会の活動状況に関する点検及び評価報告書について御説明いたします。

これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定、教育委員会の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないという規定に基づいているものでございます。

対象事業内容は、令和2年度、昨年度の事業内容であります。

南三陸町教育振興基本計画等に掲げられた事業から、重点的に取り組むべき事業、特徴的な取組を開拓した事業及び新型コロナウイルス感染症拡大の状況下で安心・安全な学校生活と学びの保障を図るべく取り組んだ事業を中心に10事業の評価を行いました。

令和2年度は、全国が緊急事態宣言により4月から5月末まで2か月間学校が臨時休校となるという今まで経験したことのない事態の年でありました。学校教育のみならず、社会教育

におきましても軒並み中止や延期、規模縮小等の事業が増えました。その中で、G I G Aスクール構想が実現し、町内児童生徒にタブレットが1人1台配置できたことは、試練の中の大きな希望だったと思います。その他の事業も、それぞれの初期の目的を果たすべく、そして感染対策を取りつつ事業を行いました。評価委員の2名の御意見も併せて載せてありますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） 暫時休憩をいたします。

午前10時40分 休憩

午前10時56分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第3 行政報告

○議長（三浦清人君） 日程第3、行政報告を行います。町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

令和3年度南三陸町議会9月会議の開会に当たり、8月会議以降における行政活動の主なものとして、12歳以上の方を対象とした新型コロナワクチン接種について御報告を申し上げます。

本町では、8月10日から20歳以上の障害者の方々や基礎疾患を有する60歳から64歳までの方々並びに65歳以上の高齢者の中未接種だった方々に対し、8月24日からは19歳から64歳までの方々に対し、いずれも総合ケアセンター南三陸を会場に計9回の接種日を設け、新型コロナワクチンの集団接種を実施したところであります。直近で集計の8月31日現在では、医療機関における個別接種等を含め、本町の65歳以上の方々のうち4,298人が2回の接種を終え、その接種率は約87%となっております。また、同日現在で64歳以下の方々で1回目の接種を終えた方は2,221人、2回目の接種を終えた方は703人、12歳以上全体としての接種率は1回目の接種が約58%、2回目の接種が約44%となっております。なお、若年層へのワクチン接種につきましては、高校3年生を優先した個別接種の予約を8月24日から開始したほか、本日からは中学1年生から高校2年生までを対象とした集団接種を開始するなどし、接種機会の早期提供に努めているところであります。宮城県が緊急事態措置区域とされる現在、本町としましても感染拡大の防止に向け、宮城県の要請に基づく対応のほか、いま

一度感染予防の基本に立ち返りマスクの着用や手洗い、3つの密の回避等といった一人一人の基本的な感染対策について町民皆様に対し周知するなどしてまいります。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（三浦清人君） ここで暫時休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時29分 再開

○議長（三浦清人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。9番今野雄紀君。

○9番（今野雄紀君） 1点だけ伺いたいと思います。

1ページ、水戸辺漁港に滑り材設置ということで、その次のやつは折立漁港に滑り材の設置の報告がありますけれども、確認させていただきたいのは折立漁港の滑り材なんですけれども、以前現場で働いている漁師さんに聞いたら、船引場全面につくんじやなくてある一部分につくという、そういう話が出ていたんですけども、そのところ全面なのか一部分なのか確認させていただきたいと思います。

あと、もう一点は、同じ滑り材のあれですけれども、水戸辺について在郷にはこれはつかないのか、たしか船が10艘弱上がっていたと思うんですけども、私も時折犬の散歩を兼ねてあの漁港に行っているんですけども、在郷の部分はどうだったのか、地元の方の要望がなかったのか、その点確認させていただきます。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。折立漁港でございますが、船引場の斜路全幅にわたりまして滑り材を設置する予定としてございます。

在郷につきましては、大変申し訳ございません、今ちょっと手元に資料がございませんので、やったのかも含めて、後ほど確認の上御返答させていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（三浦清人君） ほかに。7番及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 7番です。3ページなんですかね、3ページの中段ですね、林道蛇王線災害復旧工事、ここ入札回数3回になっています。これ、どういう要因があったのかお伺いいたします。

それから、それに絡んで、滑り材、戸倉2回出ています。これも2回、3回入札回数がなっ

ていますけれども、要因が何だったのかお伺いいたします。

○議長（三浦清人君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 入札回数、2回、3回の要因ということでございますが、私どもにはちょっと判断できません。業者さんのはうの見積りの内容がどういった考え方でお見積りをされたかということかと思います。町発注の工事でございますので、当然ながら国とか県が定めた歩掛に基づいて積算をしてございますので、適正に積算をしていると。それに対して、入札が2回、3回というのは各業者さんがどのようなお考えで積算をされたか、それによりますので、町としてはお答えする立場にないということでございます。

○議長（三浦清人君） 及川幸子君。

○7番（及川幸子君） 2回も3回も不落に終わったということなんですけれども、この予定価格というのは、じゃあ変わらないで、当初から、1回目も3回目も同じ予定価格だったんでしょうか。その辺、お伺いします。

○議長（三浦清人君） 総務課長。

○総務課長（及川明君） 入札に関する御質問ですが、予定価格というのは1案件当たり同一でございますので、その予定価格に達しなかったので2回目あるいは3回目という形での入札の結果となっております。

○議長（三浦清人君） 分かりました、いいですか。（「はい」の声あり）ほかに。（「なし」の声あり）

以上で、行政報告を終わります。

日程第4 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第4、一般質問を行います。

通告1番、千葉伸孝君。質問件名、1、コロナ感染拡大の町の対策は、2、町の事務の管理体制と職員のリスク管理は、3、観光重視の町から住民生活支援の体制強化を、以上3件について一問一答方式による千葉伸孝君の登壇、発言を許します。4番千葉伸孝君。

ちょっと待ってください。ちょっと、今朝からこれ調子悪いの。今、業者さん来ていいろいろやっているんです。ちょっとお待ちください。

暫時休憩いたします。

午前11時35分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（三浦清人君） それでは、再開いたします。

建設課長及び上下水道事業所長が退席しております。

改めまして、一般質問を行います。

通告1番、千葉伸孝君の登壇、発言を許します。4番千葉伸孝君。

[4番 千葉伸孝君 登壇]

○4番（千葉伸孝君） 4番千葉伸孝は、議長の許可を得ましたので、2期目に入り16回目の質問となります。町長、ひとつよろしくお願ひいたします。質問相手は町長、そして教育長ということです。

○議長（三浦清人君） 暑い方は脱衣を許可いたします。

○4番（千葉伸孝君） 質問の件名は、コロナ感染拡大の町の対策はということです。質問相手は町長、教育長です。質問の内容は、現在第5波の感染に入り、8月22日に3人の発症が確認され、合計で22人となりました。今後の町の感染拡大の防止対策は。

2問目、県保健所の指導の下で感染の対応を町は行っていますが、感染に関してはできる範囲で町民に伝え、町民の不安を取り除く必要性があるのではないかと私は思っています。また、家庭内感染を防ぐ観点から、消毒などの対応は考えているのか。

3問目、現在感染が全国で拡大していますが、町としても先を見据えた町民がコロナで入院した場合あるいは自宅待機となった場合の対応を今から考えておく必要があるのではないか。お考えをお聞かせください。

4点目は、65歳以上のワクチン接種は一旦終わったものの、その対象者で接種をしない方々への今後の働きは。また、高校生以下のワクチン接種をどのように進めるか。

この4点をお聞きします。

南三陸町において、22人の陽性者が発生してから2週間たちました。全国的にも2週間後というのは落ち着いてきましたし、南三陸町においても22人からの大きな変動はありません。そして、ワクチン接種、これも町では順調に、そして65歳以上の接種の方もその後接種をしていると。そしてまた、高校生以下の子供たちのワクチン接種も町では進めています。質問を通告したときの時点から1日1日と内容が大きく変わり、またよい方向に進展しているのかなと思いますので、その辺を踏まえて町長に答弁をお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） それでは、千葉伸孝議員の1件目の御質問、コロナ感染拡大の対策につ

いて御質問ですでのお答えをさせていただきますが、まず質問の1点目になります、今後の拡大防止対策についてであります。御案内のとおり全国では非常に感染力が強いと言われている変異株L452Rの感染が急速に拡大し、ほぼ従来株から置き換わっている状況にありまして、県内の感染状況につきましても同様の傾向であります。本町におきましては、これ以上の感染を拡大させないためにも再度基本的な感染防止対策を徹底することに加えて、家庭や職場における感染対策の適正な実施、福祉施設等における対策状況の確認・指導に取り組んでまいりたいと考えております。また、ワクチン接種についても行政報告で申し上げさせていただきましたが、希望される町民の皆さんのが迅速に接種できるように進めているところであります。

次に、御質問の2点目、感染情報の取扱いと家庭内感染の防止についてであります。感染者に関する情報については、これまで答弁をしておりますとおり県が公表した情報を除き個人や地域を特定するような情報を町では保有しておりません。これは、南三陸だけではなく全て全ての自治体が同様であります。誤った情報の拡散や感染者を特定、推測しようとする行為は、差別や偏見につながることから厳に慎むべきと考えております。また、家庭内感染の防止対策につきましては、最近の感染傾向としまして家庭内や職場内で感染を広げる事例が増えており、特に家庭内感染の防止が重要となっております。このため、家だからと安心をせずに、家庭において実践できる基本的な感染防止対策について引き続き周知徹底を図るとともに、要支援者世帯等において感染が確認された場合等の消毒費用の補助をする町の制度については、昨年の10月1日からこの補助制度を実施いたしておりますので、引き続き広く周知をしてまいりたいと思います。

次に、御質問の3点目、町民が入院または自宅療養になった場合の対応についてであります。現在県において感染者の療養先が決定するまでの支援として感染者に対する3日分の食料の配達が開始されております。自宅療養が決まった感染者のうち希望する方にはさらに7日分の日用品及び食料品を配達する支援が行われております。また、感染者や濃厚接触者への対応については、原則県が担う業務であることから、町が直接対応することはできませんが、県からの支援要請があった場合にはその状況等に応じ対処してまいりたいと考えております。

最後に、御質問の4点目、65歳以上の未接種者への対応と高校生以下のワクチン接種についてでありますが、65歳以上の未接種者については接種を希望すれば受けられる体制になっておりますので、当該未接種者からの相談や接種勧奨を継続してまいりたいと思います。な

お、高校生以下のワクチン接種につきましては、今月から高校3年生を優先とした個別接種と、中学1年生から高校2年生までを対象とした集団接種が開始されております。いずれも、10月中の接種完了を目指しているところであります。また、12歳となる小学6年生の接種につきましては、早期に実施できるように現在関係機関と調整中であります。12歳以上の中学生のワクチン接種につきましては、教育長より答弁をさせたいと思います。

○議長（三浦清人君） 教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私からは4点目の御質問中、12歳以上の中学生のワクチン接種についてお答えをいたします。

ただいま町長から答弁のありましたとおり、高校生以下のワクチン接種につきましては関係機関の御尽力をいただき、今月から希望する生徒に接種が進められていくことを伺っております。ワクチン接種は、生徒自身の意向を踏まえ保護者の判断により決められるもので、そこには強制力はないものと認識をしております。教育委員会といたしましては、個々の生徒と保護者が接種に対ししっかりと向き合うための情報提供や、副反応などに関する相談対応について、保健福祉課、学校と連携し、生徒が落ち着いた雰囲気の中で接種が進められる環境を整えてまいりたいと考えております。また、接種希望の有無で偏見や差別が生じないよう、適切な生徒指導を今後も行ってまいります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） ありがとうございます。

今の、町長、教育長の話を聞くと、ワクチン接種は国主導、そして町がそれを担ってワクチン接種が順調に私は進んでいると。まして今、町長の答弁そして教育長の答弁を聞くと何の落ち度もない、順調に行っているのかなと。ただ、未知のウイルスです、コロナは。今後どんなふうに移り行くか分からないので、その辺を踏まえて再度質問させてください。

今、当初の発生株からデルタ株ということで、その感染率の大きさは1人が9人に移し、そしてウイルスの数は100倍、1,000倍とも言われています。そして、マイクロ感染、そしてマスクをしていても空気感染ということで、今は換気をよくすること、それと手洗いとか、そういういった部分に重点が置かれて、もちろんマスクとかこれまで行ってきたことを守りながらそういういった空気感染を防ぐ対策を取っています。そして、9月7日時点で言いますと、県内の感染拡大もう大分減少しました。200人をはるかに超えた数字から50人前後まで減少しています。全国も、2万5、六千くらいから8,000人くらいに減少がいい方向で進んでいると。しかしながら、現在は第5波ということで、若干収束に向かっているのかなと思いますが、な

かなか町長の今後の予想も難しいと思いますが、これからどのような推移を見せていくのか、コロナ感染について町長の見解をお願いします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 大変申し訳ありませんが、明確な、なかなかこの感染状況について私からお話しえきるということが、専門家の皆さんの中でもなかなかこれは意見が割れていますのでござりますので、明確に私からお話はできかねます。ただ、今第5波で、ちょっと感染数が落ちてきているということですが、いつ第6波が起きてもおかしくないということで、昨日の村井知事の会見でもお話ありましたように、今緊急事態宣言中ですが12日までということですが、これを一気に解除することは難しいんじゃないかというお話をしました。要するに、これに向けては慎重に検討しなければいけない。多分、一つの考え方としては、緊急事態からまん延防止等重点措置と、そういう段階的な解除の方向が一つとして知事の頭の中にあるのかなと思います。いずれにしましても、これまで同様に油断をしないで、それぞれの感染対策をしっかりとしていくことが非常に重要だと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私もそのような感じに知事の方向性というのは、当然の処置かなと。また再度、コロナ対策を一回収めるとまた再度拡大というような方向で進むのかなと思っています。そういう観点から、村井知事のコロナ対策、厳しいながらも成果が私は出ていると思います。そして、ちょっと前に戻りますが、当初、前回の会議の中でコロナの状況を聞いたときに、担当者ということで副町長が答弁に当たったのですが、その副町長が担当者として答弁に当たったこと、ちょっと私は疑問に思っています。なぜかというと、村井知事が新型コロナウイルスに対して正面から常々記者会見、そして対策をどうするか、そして多くの会議、郡仙台市長とともにもうあの手この手でコロナ対策をやってきました。そして現在、50人前後の感染者数になった、それはやっぱり知事が率先してコロナ対策に向かったからだと私は思います。それを考えた場合に、町長が、担当ということで副町長に今回のコロナについての質問の答弁を委ねたことは私はちょっと残念でなりませんでした。しかし、これからは村井知事のように県とそして自治体、南三陸町のトップは佐藤仁町長であります、ですから佐藤仁町長がこれから先頭に立って、あと残された任期をコロナの感染に邁進してほしい、そして南三陸町からこれ以上感染者を出さないような対策を私は講じていってほしいと思います。今後、コロナの対し方という、町長の向き合い方、その辺を教えてください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、コロナの対策本部については私は本部長を務めておりますので、そういう観点でこれまでも庁舎内の会議においては約10回本部会議を開催しております。その中で私から職員に指示をしてきたということですし、あわせて記者会見があれば当然一番最初の報告といいますかそれはコロナに関して一番最初にお話をしているということです。基本村井知事が先頭に立つのは、コロナ対策については宮城県が司令塔という形の中でやっていますので、そういう観点で知事が先頭に立つことは、これは当然のことだと思います。町内の分については当然私がということになりますが、ただ、今副町長という話がありましたら、基本一番最初に連絡が入るのは副町長に入るということになっている、これは気仙沼保健所の所長から副町長に入る、ホットラインで入るということになっていますので、そういう流れになっているということですので、私が答弁を逃げるということではなくて、一番そういった情報等に詳しい副町長が県からのそういったストレートの情報を皆さんにお伝えするということだと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 県からの情報を受けるのが副町長だというような話です。分かりました。気仙沼地区の感染者の発表が新聞報道で伝えられています。そういった中でも、気仙沼地方を取ってみれば、定時に防災無線で中学生とか教員とか役場職員とかそういった感染がありましたというような、本人が特定されないような陽性者の発表がありまして、私もそれに関してはいつも聴取をしています。なぜかというと、町にはそういったのがないので、そういったコロナの感染が近隣の市でどのように伝わっているのかということを確認するためです。ですから、どんなところにコロナの根源があるかというのもやっぱり知っておかないと、気仙沼地区に用足しで行く、石巻地区にも用足しで行く、登米地区にも用足しで行くというような町民の方々の行動範囲があると思うんです。そういった中でも最低限の情報というのは、町が流してもいいんじゃないかなと思うんですが、それに関してもまだ今後もこれまで同様の、コロナ感染者の発表はしていくことを町は控えるということでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、基本的に個人や地域を特定する、そういう情報については県で町に流してよこしません。県で一括してそういう情報を保有してございますので、町としてはそういう情報は入ってこないということです。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） この議論を強くするつもりはないのですが、気仙沼地区の報道では南三陸町からこういった人が出ました、こういった人が出ましたという報道が出ているので、それで知るすべしかないのかなという形、今町長の答弁からその辺を感じました。取りあえず個々がそういった感染源を把握して、危険なリスクの高い行動を慎むということが必要なのかなと。ですから、個人個人が情報を得て、コロナにかかるないような状況をつくりながら今の生活をしていくというような形なのかなと思います。その辺、私も注意しながら。これ以上、この件に関しての質問は終わりたいと思います。

あとは、家庭内感染、町長も話していましたが、今、全国で感染拡大が起こっているのは家庭内感染です。そして、子供たちから親に、親から子供にといったこういった最悪の構図をコロナがつくっているというのが状況だと思います。この家庭内の感染の感染防止について、町長も話していましたが、取りあえずふだんのコロナの感染対策を励行していくと、それしかないのかなと。でも、それというのはあまりにも町民に対する健康、安全対策に関しての町としての役目をちょっと放棄しているのかなと私は聞こえましたが、家庭内感染、この防止についてもう一度町長に答弁を求めますが、私は家庭内でマスク、消毒、あとは体温計、その辺のコロナの関係する器具、用具を持っていない家庭もあると思いますので、その辺にそういう機器、用具を配付する、そういう考え方にはないでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤仁君） 家庭内感染につきまして、これはもうそれぞれの御家庭でお一人お一人がお気をつけいただくということに尽きるんです。今、町としてこの家庭内感染をいかに抑えていくかということについては、先ほど来お話ししていますように12歳以上のワクチン接種を次々進めていかなければいけないと思っておりますので、御案内のとおりワクチンの接種が進むことによって60代以上の方々の感染者数がどんどん落ちていると。結果として、20代、30代、40代の方々の感染が増えているということですので、この数字を見れば明らかにワクチンの効果というのが如実に見えていると思います。したがって、12歳以上のワクチンをとにかく町としては進めていくということに尽きると思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 64歳以下、そして小中学生のワクチン接種はいつくらいまでに完了する町の予定でしょうか。やっぱり、町長が今話したようにワクチンを接種して抗体を自分自身が持つ、それがコロナ対策の最終的な形になるのかなと。ウィズコロナ、この言葉は前のコロナ菌ではそういった言葉はなかなか難しいという話でしたが、現在デルタ株に関しては

ワクチンの接種で大分その辺が抑えられているような気がします。最初の質問で、いつくらいに全ての町民、そして小中学生の接種、その辺をいつくらいに町では完了させるつもりですか。先ほども言っていましたが11月、あとはその後希望があったら希望がある方に接種していくという方法かなと、先ほどの町長の1回目の答弁でそう聞こえましたが、いつくらいの接種完了を構想しているのでしょうか。その辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 私、議会でも何度もこの件についてお話ししていると思いますが、10月末で接種の完了を目指すという、そういうスケジュールで今進めております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） それで、町長が10月末で完了させると。町民もそれに関して安心していると思います。私も65歳以上で接種終わりましたが、町の接種、これっていうのは全国の接種の光景がテレビで現れたときに、すごい順調な、間違いない、そういう接種会場を目の当たりにしたとき、うちの町は違うなということを私はいろいろな形で接種を望む仲間たちに伝えています。やっぱり、ほかの接種会場を見ると、時間がかかり過ぎているのかなと。うちのほうでは60人を1回に接種をすると。問診票の確認そして状況の確認、そして接種、そしてその後の監視、これを団体で行っているというスタイルが合致して、町長が今話した10月末接種、これは私は可能かなと。それくらいすばらしいこの接種会場の状況を私は確認しました。これを見ている限りは大丈夫かなと、そのように感じています。そして今、64歳以下そして子供たちの接種という形の説明を受けましたが、今千葉県で妊婦がコロナにかかり、どうしても血中酸素濃度が低いと早産の可能性があるということで、それがテレビで大々的に何回も放送されましたが、そういう状況の悲惨さを私も感じていて、南三陸町の場合は人口減少の中で若い世帯で子供を頑張って産み育てるというような環境に今あると思うんですが、そういう妊婦への優先接種、それに関して町ではどのような形になっているんでしょうか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 千葉県の問題が起きていて、保健福祉課長にも優先接種しないのかというお話をしましたところ、うちの妊婦さんは数が少ないので、もう既に接種の申込みとかあるいは接種をしているということですので、改めて優先接種というところまで踏み込まなくても妊婦さんにはもう接種している、できるという状況ですので、そういうことで優先接種はあって行わないということの課長からお話を聞いてございますので、迷惑をかけることのない

ようにだけしていきたいと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） もしかして、優先接種、人数が妊婦は少ないからないのかなという形を考えていましたが、やっぱりその辺も保健福祉課の取組、そして町長の行動のスピード、その辺考えていくと、コロナ感染対策についてはさすがだなと私も思います。ありがとうございます。

それで、今後考えられるコロナデルタ株の感染ということなんですが、今問題になっているのは、ファイザー社のワクチンが自治体接種の主体となっているようですが、効果というのは95%と言われています。そして残りの5%はワクチンが効かないという状況もあるとも聞きます。そして、2回接種していてもそれをくぐり抜けるブレイクスルーというのが世間の中で今後どのような形で進んでいくのかというのが医者の中で議論されています。そして、最後の接種から8か月が過ぎると今度はブースター接種ですか、3回目、こういったことも想定に入っているようですが、先進国のアメリカ、イスラエルでは3回目の接種という形で進んでいますが、町ではこういった今後ですね、10月接種が終わると、もうとっくに接種が終わって、10月ですと……、またここで8か月たってそういった要望が町民から出てくるのではないかなど。やっぱりコロナは怖いと、こういった考えがあった場合に町ではどのような対策を取るのか。やっぱり、県の保健所の主導の下で町は行動するのか。その辺、町長お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 県の主導と言いますけれども、基本ワクチン等は県から入ってきますので、県が主導にならざるを得ないという現状でございますので、そこはひとつ御理解をいただきたいと思います。この間、河野太郎ワクチン担当大臣がお話ししておりましたが、当然今3回目、ブースター接種のことも含めてお話ししていました、新年になればファイザー社のワクチンを改めて、明確に決まっているかどうか分かりませんが、1億2,000万回分確保するというお話をしておりますので、基本そういった形の中でこれから多分インフルエンザの予防接種と同じようにこの新型コロナウイルスのワクチンも同様の経緯をたどっていくんじゃないのかなと思いますが、ただ疫学的な問題については私は素人ですので、そこまで踏み込んで明確にお話しすることはできませんが、そういうふうな政府のほうも考え方をしているということですので、それに従って我々もそういった対応をしていかざるを得ない局面が出てくるのかなとは考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 県の事業であり、県の主導ということなので、そういった方向で進んでいます。やっぱり、町にとってもコロナというのはすごい大きな問題となっていて、これが終わらないとなかなか観光事業の復活、その辺もなかなか難しいのかなと。しかしながら、このままある程度第5波が過ぎていってワクチンの接種が拡大していくと、観光客、その辺の動きも活発に私はなってくると思います。今回、私が通告に述べた先月の20日ですか、そのときの南三陸町の感染者合計が22人だったということは、私は商店街の皆さん、来場してくれる方はコロナ感染下でもいろいろなところから来ています、そういった中で、感染対策をしっかりと守り、外部から入ってくるのを最小限に抑えた結果が今の南三陸町の22人という数字に表れると思います。今後もそういった観光客、これからまだまだ落ち着いてくると観光客の流入が多くなってきますが、その観光客の防疫対策、その辺を町長は、商店任せにはしないと思うんですが、またまた再度厳しい防疫の対策を講じていくのかなと思いますが、その辺、考え方をお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 人の移動につきましては、これは個々人の皆様方の移動自粛とかそういうのにすぎるしかございません。人の移動を禁じるということは憲法上できませんので、ある意味そういった流れの中で感染予防をするということについては、結局は個々人が、例えば県外の移動自粛とかそういうものにしっかりと対応していただく、それが一番重要なんだろうと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 1件目の質問はこれで終わりたいと思います。町長、いろいろ聞きましたが、まだまだ油断することなく、コロナ対策に臨んでいただきたいと思います。

それでは、2件目になります。2件目、件名は町の事務の管理体制と職員のリスク管理は、ということです。これ、町長にお聞きします。

町の調査委員会の聞き取り調査が進んでいますが、消防防災問題で裁判が和解となり、町民の税金が埋め合わせられることとなりましたが、また同じような事件が起こったときの町長の身の処し方をお聞かせください。

2件目は、多くの復興事業と復興交付金の下で事務管理に対し町長の気の緩みはなかったのか、ということです。また、公営住宅家賃請求問題や職員の不祥事、不正な事務処理など、人事に関わる問題が要因に上げられると私は思いますが、町長はどのように考えますか。

3問目、今も続く震災後の厳しい職場環境と、コロナ対策の町職員の多忙の中で、早期の問題発見、リスク管理ができないのはなぜか。また、組織としての自浄作用を高めるための取組、どのようなものがあるかお聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 2件目の御質問、町の事務の管理体制、職員のリスク管理ということについてお答えをさせていただきますが、1点目の御質問であります消防防災施設の問題と同様の事案が発生した際の身の処し方についてですが、これはあくまでも仮定の話でありますので、お答えは控えさせていただきたいと思います。

続いて、御質問の2点目、職員の不適正な事務処理等についてであります、これまでの事案を総合的に顧みますと、人員配置が要因の一つとなった事案もあったと考える一方、公務員としての自覚が欠如していたこと及び当該職員の管理監督する職員がその職責を十分に果たせていなかったことが大きな要因であったと考えております。

そして、御質問の3点目、組織としての自浄作用についてであります、御指摘のとおり今般の南三陸町農山村地域活性化推進対策事業費補助金の不正流用事案の発生によりまして、本町の内部統制、内部牽制が十分に機能していないことが明らかになったと考えております。このため、不適正事務の再発防止に向け、自浄作用が十分に機能する体制の強化について検討してまいらなければならないと考えております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 例えば、今後こういった同じ問題が発生したときの町長の身の処し方ということで聞いたんですが、例え話には答えられない、そういった答えが返ってくるのは大体分かっていました。しかしながら、私はこれまで幾度となく続けてきて、町長の1か月、2か月、10%、20%報酬カット、こういった自分の身を出してこの問題を終わりにしてきたというこういった、町長にとっては重い決断かもしれません、こういった問題発生時の問題の解決方法に私は問題があったのではないかと感じています。やはり、この問題の発生源というのはやっぱり町長が行政の長として責任を取る、これは当然のことなんですが、それに関わった職員にも非は私はあると思います。これに關係して、主導した職員はその責任を取って辞めたり、あとは行政罰を受けたりというような形がありますが、私は思い切って町長には、もう私はできると思うんです、今の佐藤仁町長なら。やっぱり、悪いことは悪いと、あんたにも責任あるんだよと、こういった判断を下し、それに応じた処分の仕方をしていれば二度と同じことが起こるようなことを大分大きく私は減らせると思うんですが、その辺の

町長の、関わった職員の行政罰、もっと厳しくしたほうが私はいいと思うんですが、その辺をお答えください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 新聞報道等にはなされておりませんが、分限の懲戒委員会がございまして、問題を起こした職員についてはその都度様々な戒告とか訓告とかそういう状況の決定はさせていただいて、当然のごとく直接私からそれを言い渡しますので、その際には職員にもその辺しっかりと事務を行うようにということでお話はさせていただいております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 私が知る限り、いろいろな問題が例えば発生して、今調査中なのであってその問題点というのはこの場では名言は避けますが、同じ管理職に就いている者がいた場所で問題が私は起こっているような気がします。そういった職員に関して、もちろん再任用して新たな町の公的機関に採用する、こういった動きというのは町ではありませんか。逆に、防災問題ですと危機管理課が、課長が不在の中で、それを一任していた前総務課長の責任というの私は大きいものがあると思いますが、そういった関わった人の再任用とか、あとは公的施設への再度の職務に就く、こういったことというのは今後も考えられますか。この辺、お聞かせください。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 処分は処分、しかしながら、引き続き再任用として町の仕事に貢献したいという分と、これは別の問題でございますので、そこはしっかりと再任用の際には、応募してくれれば我々もその辺についてはそういった様々な検討をしながら採用させていただくということになります。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 任用に関しましては、新たな職へ勤めたいという形の要望があれば、町としては検討して、それに合致すれば雇用もしたいというような考え方と、今の町長の答弁を聞きました。南三陸町の職員を辞めた方が、どうしても町の関わる団体の部署に勤めているのは、これは現実です。老人施設なんかには、やっぱり町から優秀な職員が退職後に派遣されて、立派な事務仕事をして、その会社にとってのプラスの仕事をしているというのが私も現実だと思いますが、しかしながら同じ人が町の中で回っているというような形の状況を私は感じます。そういったことを見ても、町に人材が役場職員しかいないのかというのが私が不思議と思うところで、ぜひ多くの人材を町から町長には発掘してほしいと思いますが、役

場職員以外に町の公的施設に入って働いてもらう人材というのは、まだまだ町長の頭の中にはたくさんいると、そのように判断していますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 千葉議員、一つ誤解しないでいただきたいのは、どういう公的施設を知っているか分かりませんが、町から派遣をするということはございませんので、そこはひとつ誤解のないようにお願いしたいと。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町から派遣は、ちょっと私も間違った発言でした。これは訂正したいと思います。

ただ、いろいろな部署があると思うんです。例えば、簡単なことでいえば社会福祉協議会、これっていうのは町と共同で動いている福祉の団体であり、デイサービスを維持していくあと高齢者の管理も維持しているというような形の部署だと私は思っています。そして、ここにも震災後、総務課長だった方が社会福祉協議会の理事長として務めている。これは悪いことではないと思います。しかしながら、それに合った方がまだ私はいるんじゃないかなというようなことを考えたときに、どうしても町とのつながりを優位に働かせているとか、あと予算をもらうのにも助成を受けるのにも関係の深い人が行けば予算がもらえる、こういった特異性を持っていると私は思います。社協は、町にとって高齢者福祉の一番大切なところだと思うので重要なポストは分かりますが、その辺をもっと別なところから例えば連れてくるような方法、例えばですが、今後伝承館、道の駅に関してもほかから連れてくるような構想も、町長にはぜひしていただきたい。優秀な方が町内にもたくさんいますし、南三陸町出身の方にもそういった方がたくさんおられます。ここでまた町と関係のある方が務めることは、幾ら町のためにまだ働きたいといつても、それというのは町民の目では、やっぱり町長が話しているように素直なきれいな考え方だけを持つ方ばかりではないので、その辺を考えて、今後進む道の駅構想の中で誰もが納得できるようなそういった人員配置を私はお願ひしたいと思います。これは、質問でなくともうお願ひです。

あと、町民の方と私も話すことが多いのですが、前副町長の遠藤氏、そして私が知る震災前の元の総務課長、この辺の方々のことをそれと関係のある人に聞いたことがあります。例えば、役場内で職員の小さな不祥事が発生しても問題が大々的になる前に行政職員としてこのリスク管理ができていたという話を聞きます。そして、現在の状況を見ると震災後の新たな災害公営住宅の請求ミス、これが職員が少ないとや派遣職員の協同の中である意味一から

からの行政事務に労苦があったとは思いますが、この件のリスク管理ができなかつたのかな
と私は、ちょっと昔に帰りますが、そういうことを思います。職員が、小さなミスに関してそれが大きくなる前に防ぐ対策というのは、町長の中ではどのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段としてお話をさせていただきますが、どうも誤解をしているよう
です。一つ、例えば社会福祉協議会の理事長の問題とか含めて、これは基本は社会福祉協
議会という組織の中で理事を選んでそこで理事の皆さんとの互選で理事長が決まるとい
うことになっている。我々がそこに手を差し入れるということについては、これは全く不可
能でございますので、いかにもそういった関連あるような誤解を招くような発言については、
厳に控えていただきたいと私は思っております。

それから、後段の部分につきましては、確かに小さい芽のうちに摘んでしまうというのが一
番だと思います。そういう中で一番大事なのは、その組織の中のいわゆる管理職の皆さん
方が小さな芽のうちに摘むということが非常に大事だと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長、ですから小さい芽のうちに摘めた事案が私はあると思います。こ
れができなかつたというのは自浄作用が、最後の3問目の答弁にも自浄作用が欠如してい
たというような町長の発言もありましたので、その辺は町長も認識しているのかなと感じま
した。世間一般で、メディアとかテレビ報道とかに載るのは大きな問題になってから載ります
が、私は自治体というのはその自治体の課長職が大きくなる前に防げるというような認識を
常々持っています、やっぱり職員間、課内のコミュニケーション、そのコミュニケーションを
することによって問題発生の少しの入り口が私は見えるんだとやっぱり思います。これ
も以前の話になりますが、ふるさと納税の返礼品の件でも、企画課長だった今の総務課長が、
本人に何かないのかって聞いたといいます。本人が何もなかつたと、それ以上何もありません
と。それ以上課長は突っ込めなかつた、そこに何かおかしい問題がやっぱりそのときの企
画課長にはやっぱりあったんだと思います。もうちょっと深く探っていくは、この問題は解
決する、解決できた。まして、企画課長、総務課長と昇進を続けている課長でもあります
で、その辺の知識そして観察力、その辺は私はたけているものがあつたのかなと思います。
やっぱりそういうところだと思うんですよ。その辺の職員間の、あの人ちょっとおかしい
んじゃないかと、朝来るのが早いぞとか、早く来て仕事しているとか、これはいい事かもし
れないけれども、その裏側というのをやっぱり課長職は見ていく、観察する義務が私はある

と思います。そして、震災後の混乱の中では災害公営住宅の問題がありましたが、この辺は派遣職員そして地元の職員、そして今まで経験したことのない大規模な公営住宅、その管理、なかなか私は難しいものがあったと思います。税金関係もあります。駐車場の集金もあります。そういった諸々も考えていくと、私はこの未請求とか誤った請求というのは、この辺はある意味被災地の南三陸町においては許される部分と私は思っています。しかしながら、消防屯所もありました。これに關しても防げた事案だと私は思っています。町長が、今進行中の事案に關してはという話でしたが、これも10年も放っておいたということは何かその辺にも関係があると思いますので、この辺もじっくりやっていって、町長には頑張っていただきたい。この優秀な課長職を選んだ町長です。副町長も選ばれた一人だと思うので。この辺の洞察力、観察力で、やっぱりこの問題に關してはあんまり表面に出ないように何とか町長の手で自浄作用を働かせて、あんまり影響が及ばないように。こんなことを言いながら、私は大声でいつもこの問題を取り上げていますが、そうならないようなやつぱり行政の動きというのを私は必要だと思います。今後、こういった問題が二度と起こらないというようなことを私は希望しています。なかなか、発生してからすみませんとか、また起きましたでは遅いので、発生させないことが一番の町長の責任だと私は思いますので、ぜひ、再度発生したらば町長には重い責任を私は取ってもらいたいと、私個人としては感じています。

それでは、3件目の質問に入ります。3件目、観光重視の町の事業から住民生活支援の体制強化です。これ、町長に質問します。

3・11で町内の低地部の生活が激減しました。あれから10年を経て、その間商店街の形成、祈念公園や追悼の場の整備も終了となりました。そんな中で、町民の生活は高齢化、独居世帯も年々増加し、限られた生活資金の中で最低限の生活をしている住民も多く、その支援の必要性を行政はどうに考えていますか。

その内容、1問目です。支援金などを生活困窮している方々に配付する考えは、町長にはありますか。

災害公営住宅の家賃や、生活困窮者の税金などの軽減をする考えは町長にはありますか。

3番目、委託事業などの事業の精査によって、生活困窮者支援の財源の確保、これはできないものでしょうか。コロナの感染の対策としててんこ盛り商品券を町は町民、そして町外の人に配りました。たしか、7,000万円くらいだったと思います。この7,000万円の財源、これはコロナ対策で国から来たものだとは思いますが、これからはこういった財源は使えないまでも、町の税収も3億円くらい増えたりしています。こういった町民の税金の財源を、こう

といった生活困窮者支援に回しても、町民全てが反対するとは私は思いません。そういった町民に優しい町だと私は思っていますので、こういった取組、町長にはぜひやっていただきたい。そして、高齢者、子供たち、全ての町民がこの町で楽しく今後暮らせるような環境をつくるためには、やっぱりこういった心の余裕というものにどうしてもお金というものが私はあると思いますので、この辺の考え方、町長に聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 3件目の御質問です。住民生活への支援ということですでお答えをしますが、まず1点目の御質問、支援金の配付と及び3点目の御質問、財源の確保についてであります。昨年度国では新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う家計への支援を目的に国民1人当たり10万円を支給する特別定額給付金を実施しております。本町では、1万2,520人へ総額12億5,220万円を支給しているところであります。また、令和元年度には消費税率引上げに伴う低所得者、子育て世帯への支援としてプレミアム付商品券事業を実施しており、事業費で約1,719万円を支出しております。このような取組を踏まえれば、支援金配付という手段を論じるのではなくて、生活困窮の要因が社会環境の変化による一時的なものなのかどうか、それとも身体的理由による就労不可能などの恒常的なものなのかなど、発生の要因や事業の目的が重要だと思っております。これによって、生活支援の在り方が変化するものと捉えております。このことから、住民生活の支援については、既に制度としてあるナショナルミニマムも含めて検討しなければならないと思います。現時点においては、支援金を配付する考えはございません。また、財源の確保についてでありますが、財政の基本は「入るを量りて出するを制す」でありますので、生活支援の必要性が生じた場合には、国や県への要望も含め、財源の確保をしなければならないものと考えております。

次に、2点目の御質問、災害公営住宅家賃及び税の軽減についてであります。災害公営住宅入居者に対する家賃については、既に年金収入のみで収入が生活保護基準額以下の世帯や被災者に対する町独自の家賃低減措置を実施しておりますので、今後は民間の賃貸住宅等も含めた住宅ストックを踏まえ、一部制度の延長等を検討してまいりたいと思います。また、税の負担軽減についても、既存の制度を基軸としつつ東日本大震災発災時のように社会環境の変化等による影響が生じた場合にはその都度必要な処置を講じていきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 町長が震災後に進めてきた商店街があります。志津川と歌津に整備しましたこの2つの商店街において、来場者数、売上げというのはどんな形になっているのかと

いうと、サンオーレに関してはコロナでもう激減しています。そういう中で、さんさん商店街に関しても激減していますが、大体40万人の来場者の減少で済みました。しかしながら、歌津地区の商店街の形勢に関しては、震災後の産業復旧といつてもなかなかそれが公平に行われないという気が私はします。そして、町内間の商店街2つ、これは南三陸町を代表するような震災後の復旧・復興の場であります。この商店街もう決して今の経営、コロナもありますが、今の経営というのは本当にこれからまだまだ大変だと思います。こういった商店の地域格差、この解決策、町長はどのように考えていますか。

○議長（三浦清人君） 千葉議員、通告にある内容の質問をお願いします。千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 震災後に進めた事業というのと、やっぱり町民の生活困窮というのは、私はどこかでつながっていると思います。なりわいの場、生活の場、環境も全て変わった中で、町の税収が増えることによってこうした生活困窮者を私は救えると思っています。しかしながら、町が進めた震災復興、それに関しては商店街の整備とか多岐に及ぶ部門の整備があり、これでもって果たして町民の生活がよくなかったのかというとよくなっていないと私は感じています。こういった事業が町民に公平に配分されるような経済振興ですかね、そういうのを行っていないということで、今のような質問をしました。議長が、通告にないのでこれに関しては通告にある部分を質問ということなので、この辺は取りやめます。

町長が今、1回目に答弁を求めた中で、取りあえず、私が3問質問したものに関しては適切な答えが返ってきていると思いますので、これからは関連ということで質問したいと思います。

○議長（三浦清人君） 4番、これは一般質問で通告制なんです。議案の関連質疑とはまたわけが違うので、きっちとその辺のところ質問要旨に沿った内容の質問をしていただきたい。

ここで暫時休憩します。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（三浦清人君） 再開いたします。

7番及川幸子君が退席しております。

一般質問を続けます。4番千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 通告どおりやっていきます。

1件目の内容です。災害公営住宅にお住まいの方から家賃が高くて大変ですとの声を聞きま

す。国県の家賃の軽減策が終了し、町でも、自分たちの独自の収入が少なく家賃に困窮しているという入居者の支援もありますが、町の福祉の観点から、私はこうした所得の低い方、生活困窮者を救済するのは福祉の観点から私は町の役目だと思っています。そういった面で、町民税務課から聞き取った内容をここで読ませていただきます。町民の町民税非課税世帯は、令和3年度に1,187世帯あり、非課税の定義は様々ありますが、合計所得が135万円以下の者というような定義でした。年金収入世帯が705世帯あります。その他の収入として、遺族年金や障害者年金などがありますが、それを加味しないままの年金だけの所得というのが705世帯あります。そして各種税金滞納世帯、令和3年、実態の世帯125件、35世帯増えています。令和2年度は90世帯、これから比べて35件の滞納世帯が増えていました。これもまさしく生活が大変という形の表れと私は感じます。そういった中で、固定資産税は令和2年の15件から令和3年は44件と、25件、固定資産税の滞納者が出ています。こういった数字を見ると、生活困窮というのがなかなか、議員にとっても調査しないと分からぬ現実がありますが、こういった数字で振り返ってみると、町民生活、災害公営住宅、そして一般住宅で住んでいる人たちも普通に見えますが、私は生活が大変というところをこういったところからもかいま見ることができました。そして、家賃払うのが大変、生活が大変というような数字がこういったところにも表れていると思います。非課税世帯が1,187世帯あります。こういった数字を町長はどのように捉えていますか。

○議長（三浦清人君） 町長。

○町長（佐藤 仁君） 数字そのものでどうこうということではなくて、先ほど申しましたように一時的なものなのか、あるいは恒常的なものなのかその辺の分析はやっぱり必要なんだと思います。そういうことをした上でいわゆる対策といいますか、必要なんだと思いますが、先ほど家賃等の話もしてございますが、町としても大変手厚く家賃低減の事業を進めおります。例えば、年金生活者の方々にとっては町独自で低減事業を行っておりますし、それから逆に今度は県内でもいろいろ問題になっておりますが、一気に3倍、4倍に家賃が上がったというケースもございますが、そういう分についても南三陸町としては支援をさせていただいているというところでございますので、ある意味、他の自治体のことまでは分かりませんが、南三陸町とすれば様々な低減事業、家賃低減をやってございますので、いろいろなことでフォローは町としてはずっとやってきてているということでございます。ただ、一つは先ほど言いましたように高額所得の部分の家賃低減、これが管理始まって8年ということにしておりますが、そろそろ8年というところが期限が来る部分もございますので、その

辺は延長するのかどうかを含めてここは検討せざるを得ないんだろうと思います。

○議長（三浦清人君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤正文君） 先ほど、非課税世帯の世帯数、御報告ありましたが、令和2年度と比較しましては36世帯減っている現状であります。それから、滞納世帯数、確かに35世帯増えているという内容になっておりますが、要因として固定資産税が件数増えているという中には、死亡した方が納税義務者になっているケース、あるいは町外に住んでいる方、1期、2期、1つだけ納め忘れがあるというようなケースでもって件数が増えているという内容であります。これをもって生活困窮者が増えているという裏づけにはなっていない現状であります。ちなみに、令和2年収入、今年の3月に確定申告をなさった、速報で申し上げますと、全体の所得、これにつきましては所得が1円以上ある方というところになりますが、その方々を分母にしまして計算しますと、1人当たり199万1,000円というのが所得になってございます。前年と比較しましては1万4,000円の減、微減という状態であります。給与におきましては同じ集計で1人当たり205万9,000円、前年比で3,000円プラス。それから、給与所得というのが南三陸町の全体の納税義務者の中の73%ほどを占めております。その次、営業所得がある方が12%、この方々の1人当たりの所得は214万6,000円、前年に比較しまして11万1,000円増となっておりますので、一概に今現在、課税の状況であります。全てに生活困窮の裏づけの数字があるというわけではございませんので御理解いただきたいと思います。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） 課長、ありがとうございます。課長から、私が質問状を町民税務課に持って行ってこれに対しての内容の説明を求めて、もらったものを私今読み上げました。しかしながら、いつも思うことなんですが、税というのはなかなか大変で、そこにはいろいろなものが入ってきてます。そして、課長からの説明ですと、コロナ対策として給付金が出たり、あと町からのお金が出たりということで所得は増えている現実があります。そういう中で、これがコロナ禍の中での数字だったとしたら、これが実態のあるものじゃなくてコロナ禍の状況だと私は思います。そして、これをえた場合にここから町の生活困窮者を割り出すというのはなかなか難しい。しかしながら、生活困窮者はなかなか自分の力では改善されないというような現実が私はあると思います。そういう中で、何とか町に、こういった生活で困っている人を救済できないかということで、町長に今回は質問させていただきました。家賃の軽減もあるというような形で言っていて、取りあえずこれまでのそういうたたかれた家賃とかそういう軽減も終わるというような形の話も聞いたり、私にとってはいろいろな情報

が錯綜していてどれが本当なのか意外と分かりにくい現状にあります。そういう中で、震災復興からそのお金を、復興が終われば、10年間ついておりますが、復興が終わればそのお金を使う、税収から割り出した使うお金というのは、どこかで残ってきたときに、そういうお金でもって生活困窮者、町民を救う対策を町長には取ってもらいたいということで、今回こういった質問をさせてもらいました。しかしながら、町としてはいろいろな対策を講じているのだと、そういった町長の説明に私は聞こえました。震災から10年あって、取りあえずはまだ新築の物件も町内にたくさんあります。そして、住宅の固定資産税、5年くらいの建築後の税金の軽減策があった中で、まだ建てているところがあるということは、まだまだ今後も住宅の低廉策でもって低いけれども、5年たったら、3年たつたらば、普通の税金を支払わなくてはいけないという現実が待っていたときに、町の税収って上がると思うんです。そして、その町の税収をいかに町が町民一人一人のために使っていくかということが私は一番大切な今回の原点になるのかなと思います。この間、仲間うちでちょっと話をしたときに、1人は公のために公は1人のためにというような町の税収の関係をこんこんと聞かされました、まさにそのとおりだと思います。やっぱり、1人の人であっても、公の機関として1人でもその人にできることをしてやるというような形のことというのは、行政の根本に私はあるのかなと思います。そういうことを考えて町長に言うんですが、なかなか財政的に厳しいし、ちゃんと事業もやっているんだと言われればそれ以上返す言葉がないというのが私の現実です。私の知識の拙さがその原因の一つになっているのかなと思いますが。しかしながら、こういった形で訴えるしか町にはないと私は思っています。結局、そういった町民の苦しさ、困窮を伝えるということが私は議員の役目だと思いますから、これまで1期4年、16回の質問を続けてきたというのはそこにあります。議長にも指摘され、町長にも指摘され、いろいろな議会のルールはありますが、町民の声を伝えるというのが私の使命だと私は思っています。この生活が大変という言葉を聞くに当たって、税金が上がり、税金を月末に割賦で納めるというときに1万円だ、2万円だ、3万円だというお金を捻出して割賦でコンビニに持っていくような状況の中で、やっぱりなかなかその1万円、5,000円も出せないという現実が、出てこないという現実があるんです、やっぱり生活大変な人たちには。そういう人たちこそ逆に期限が来る前に持っていくというような、本当に真面目な方たちが多いんです。その真面目な方たちが払えないという現実が今この町で起こっていることを町長には分かっていただきたい。泣き言でも何でもなく、これが町民の今の状況です。ですから私は、出前町長室もありますが、もっと役場に、町長室でもいいですので、そういった町民の声を聞け

る場というものを町で整備すること、私必要だと思います。何も、依頼されたから行くんじゃなくて、生活困っているのは、相談員だけじゃなくて直に町長に話したいんだという人も多々あります。その声を町長にはぜひ受け止めもらいたい。この間も、1人は公のために公は1人のためにという話をされました。巡回バスの件がありました。1人の高齢者が巡回バスで通うのにバス停まで行くのに1キロかかるんだと。これ、何とかならないのかといったら、なかなか企画課の考えの中ではそれは難しいんだと。結局、安全性とかそういった面を考えるとどうしても難しいと。ですから、1人の町民のために、町長は行政のトップであります、そういうことを考えながら行政運営、住民の生活確保、安定に向けて、私は今後も頑張っていただきたい。この質問を最後としたいと思いますが、町長の答弁次第でまた続けたいと思います。

○議長（三浦清人君） 4番、具体的に何を聞きたいんでしょうか。

○4番（千葉伸孝君） 今話した町民税務課の税収の状況とか、町民が困っているという声に対して理解していないようなので、町民の声を聞く場を町長に準備していただきたい。

○議長（三浦清人君） それですね。町民の御意見を聞く、そういった場所とか。町長。

○町長（佐藤仁君） この頃、皆さんから御指名がかからないんですが、震災前に町長出前トークというのをやっておりまして、たくさんの地域の方々からお招きいただいたと。中学生以上、2人以上であれば私がどこに行ってもお話を聞きしますというのをやりました。震災でこれが中断しておりましたが、五、六年前にもう一回再開いたしました。したがって、そういう私に思いをぶつけたいという方々がいらっしゃれば、その町長出前トークの制度を御利用いただければ、私の日程の都合もありますので、それぞれ都合のいい日にお邪魔してお話を聞くということはこれまでやってきましたし、現在も継続してやっておりますので、そういう声を聞く場所というのについてはいつでもどうぞと思っております。

○議長（三浦清人君） 千葉伸孝君。

○4番（千葉伸孝君） やっぱり質問させてもらいます。町長の出前トーク、これは分かります。しかしながら、町長が町民から要望を受けてもそれができないこともあります。そういう中で、真摯に謙虚に丁寧にそういった町民の声に耳を傾けて、できるだけその要望に応えられる、その町民が納得できるような町民との会話、その辺町長に心がけてほしいと思います。中には強権というような方もいます。あとは裸の王様という方もいました。ただ、私はここまで強くは言いません。ただ、町民の大変さを知っていただきたい。

終わります。

○議長（三浦清人君） これにて、千葉伸孝君の一般質問を終わります。

本日は議事の関係上、これにて延会することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三浦清人君） なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明8日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さまでした。

午後2時49分 延会